日本精機株式会社

証券コード：7287

第75回 定時株主総会招集ご通知

日　時　2020年６月26日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

場　所　日本精機株式会社　本社体育館

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いいたします。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
本年から、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

目　次

第75回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
議案及び参考事項
議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
（添付書類）
事業報告 …… 13
連結計算書類 …… 40
計算書類 …… 44
監査報告書 …… 47

（証券コード　7287）
2020 年 6 月 11 日

株 主 各 位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社
代表取締役社長
社長執行役員　佐　藤　守　人

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁から4頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2020年6月25日（木曜日）午後5時5分（当社の営業終了時間）までに議決権をご行使賜りたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　　新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
　　日本精機株式会社　本社体育館

3. 目的事項

報告事項　1．第75期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第75期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

以　上

◎受付開始時刻は、午前９時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nippon-seiki.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nippon-seiki.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応いたしますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

議決権行使の方法についてのご案内

■株主総会にご出席いただける場合

株主総会へ出席

株主総会開催日時	2020年６月26日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

■株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

議決権行使期限
2020年６月25日（木曜日） 午後５時５分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」による行使

議決権行使期限
2020年６月25日（木曜日） 午後５時５分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによる行使

パソコン又はスマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net

議決権行使期限
2020年６月25日（木曜日） 午後５時５分まで

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

▶ 重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

議決権行使について 0120-652-031 (9:00～21:00)　　その他のご照会 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

「スマート行使」による行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は２つあります。

3 各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 全ての会社提案議案について「賛成」する

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了！

> **!** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによる行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	属　性	取締役会出席回数
1	佐藤浩一（さとう こういち）	代表取締役専務 専務執行役員	再任	13回／13回
2	平田祐二（ひらた ゆうじ）	取締役 常務執行役員	再任	13回／13回
3	東政利（あずま まさとし）	上席執行役員	新任	—
4	大崎裕二（おおさき ゆうじ）	上席執行役員	新任	—
5	永井正二（ながい しょうじ）	代表取締役会長	再任	13回／13回
6	大川信（おおかわ まこと）	取締役 専務執行役員	再任	13回／13回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	佐藤浩一（さとう こういち） （1962年10月26日生）	1985年 4月　当社入社 2006年 4月　エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 2011年 6月　当社取締役 2013年 6月　当社常務取締役 2016年 6月　当社取締役 常務執行役員 2017年 4月　当社取締役 専務執行役員 2019年 6月　当社代表取締役専務 専務執行役員（現任） 2019年10月　当社原価改善ＰＲＯＪＥＣＴ管掌 2020年 4月　当社計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌　地域担当：欧州（現任）	13,550株	な　し
	（取締役会出席回数）　出席13回／開催13回 （取締役候補者とした理由） 佐藤浩一氏は、代表取締役専務専務執行役員として当社経営を担い、技術部門での豊富な業務執行経験と経営に関する見識を有しております。 引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
2	平田 祐二 (ひらた ゆうじ) (1961年10月23日生)	1984年 4月　当社入社 2009年 6月　当社執行役員 2011年 4月　上海日精儀器有限公司総経理 2013年 6月　当社取締役 2015年 6月　当社上席執行役員 2016年 6月　当社取締役 上席執行役員 2016年 6月　当社中国事業担当 2016年10月　当社取締役 常務執行役員(現任) 2016年10月　当社生産技術本部長 2018年10月　当社ものづくり本部長　地域担当：中国/台湾 2019年 6月　当社ものづくり本部長 兼 生産管理統括部長　技術本部・品質保証本部・事業管理本部管掌　地域担当：中国/台湾 2020年 4月　当社製造本部長　生産技術本部・品質保証本部・購買本部管掌　地域担当：中国/台湾(現任) (重要な兼職の状況) 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長	8,900株	(注)1. ご参照
	(取締役会出席回数)　出席13回／開催13回 (取締役候補者とした理由) 平田祐二氏は、生産技術部門での業務執行及び海外子会社の経営に携わるなどの豊富な経験と実績に加え、現在は取締役常務執行役員として経営に関する見識を有しております。 その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	東（あずま） 政利（まさとし） （1963年6月11日生） 新任	1984年 4月　当社入社 2004年 7月　当社技術本部Ｒ＆Ｄセンター開発部シニアマネジャー 2007年12月　当社技術本部車載設計統括部ＨＵＤ技術部シニアマネジャー 2014年 6月　当社執行役員 2014年 6月　当社技術本部車載設計統括部副統括部長 兼 ＨＵＤ技術部長 2017年 4月　当社計器設計本部長 2018年 6月　当社上席執行役員（現任） 2020年 4月　当社事業管理本部長 兼 事業統括部長 地域担当：アセアン（現任） （重要な兼職の状況） タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長	5,600株	（注）2.ご参照
	（取締役候補者とした理由） 東　政利氏は、開発部門及び技術部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は上席執行役員として経営に関する見識を有しております。 その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th><th>当社との特別の利害関係</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>大崎 裕二（おおさき ゆうじ）
（1962年2月6日生）
新任</td><td>1982年 3月　当社入社
2012年10月　当社営業本部四輪事業統括部第３営業部副部長（シニアマネジャー）
2014年 6月　当社執行役員
2016年10月　当社営業本部第１営業統統括部長
2018年 4月　当社購買本部長
2019年 6月　当社上席執行役員（現任）
2020年 4月　当社購買本部長　地域担当：日本（現任）</td><td>6,600株</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">（取締役候補者とした理由）
大崎裕二氏は、営業部門及び購買部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、現在は上席執行役員として経営に関する見識を有しております。
その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
5	永井正二（ながい しょうじ） （1949年9月21日生）	1993年 4月　川崎重工業㈱民間航空機部課長 1995年12月　当社入社 1996年 6月　当社取締役 1997年 4月　当社常務取締役 1998年 6月　当社専務取締役 2001年 6月　当社代表取締役社長 2013年 6月　当社代表取締役会長（現任）	428,950株	な　し
	（取締役会出席回数）　出席13回／開催13回 （取締役候補者とした理由） 永井正二氏は、長年にわたり代表取締役として当社経営を担っており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 引き続き、取締役会の構成員として、豊富な経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th><th>当社との特別の利害関係</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>大川　信（おおかわ　まこと）
（1957年6月23日生）</td><td>1976年 3月　当社入社
2006年 6月　当社取締役
2009年 6月　当社購買本部長
2010年 6月　当社常務取締役
2014年 6月　当社専務取締役
2014年 6月　当社事業企画本部長 兼 購買本部長
2015年 6月　当社取締役 専務執行役員（現任）
2016年 4月　当社事業管理本部長
2017年 4月　当社品質保証本部・コンポーネント事業部・購買本部・事業管理本部管掌　地域担当：日本
2018年 4月　当社ＥＭＳ・コンポーネント本部・購買本部管掌　地域担当：日本
2020年 4月　当社ＥＭＳ・コンポーネント本部管掌（現任）</td><td>30,050株</td><td>な　し</td></tr>
<tr><td colspan="4">（取締役会出席回数）　出席13回／開催13回
（取締役候補者とした理由）
大川　信氏は、営業、購買及び事業管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、取締役専務執行役員として経営に関する見識を有しております。
その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

（注）1.　取締役候補者平田祐二氏は、下記の特別の利害関係があります。
a.　上海日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
b.　日精儀器武漢有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
c.　日精儀器科技（上海）有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
d.　香港易初日精有限公司の董事長を兼務しております。
2.　取締役候補者東　政利氏は、下記の特別の利害関係があります。
a.　タイ-ニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
b.　ベトナム・ニッポンセイキ社の社員総会会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
c.　香港日本精機有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
d.　東莞日精電子有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
e.　台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
3.　監査等委員会から、以下のとおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に係る意見表明を受けております。
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、本議案に関し、取締役候補者選定の考え方並びに各候補者の経歴・実績・付与が予定される役割等につき、代表取締役から説明を受け意見交換を行ったうえで、候補者の選定・指名が、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に定める方針に従って行われているかを検討いたしました。その結果、選定・指名の手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断いたしました。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、米中貿易摩擦の影響による減速基調、英国のＥＵ離脱をめぐる交渉の先行き不透明感残存による低調継続、日本での消費増税影響による個人消費の落ち込み等がありました。また、世界経済全体としては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、総じて厳しい状況となりました。

このような状況において、当社（ＮＳ）グループは、ＮＳ型ＥＭＳ（ＮＥＭＳ）及びそのシナジー効果により、他社との優位性を確立し、“ものづくり企業集団”として事業の拡大成長を図るとともに、ＮＥＭＳビジネスの新展開とグローバル化を目指し、市場（顧客）要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出の実現を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、車両並びに車載部品の機能の高度化、競合サプライヤーの増加及びヘッドアップディスプレイの市場拡大等の変化に対し、次世代コックピットを見据えた技術開発、ヘッドアップディスプレイ事業の拡大、ものづくり競争力の強化及び設計開発体制の強化を行ってまいりました。

次世代コックピットにおいて重要な役割を担うヘッドアップディスプレイにつきましては、当社が得意とするハイエンドクラス車用の最先端技術の追求のため、2019年10月、東京Ｒ＆Ｄセンターを開設したうえで、要素技術開発部門を配置し、表示画像の品位性と認知性の向上、低消費電力化、小型化や軽量化に向けた開発強化を進めてまいりました。

ものづくり競争力強化においては、生産ラインの自動化を推進することで生産性向上等による利益創出体質の強化に取り組むとともに、ＩｏＴを活用して国内外の工場を連携させることでグローバルでのＱＤＣ強化を行い、工場稼働状態の見える化による最適な経営判断の実現を目指してまいりました。

製品の高機能化に伴い、グローバルでの設計開発力強化に取り組むとともに、日本国内においては採用活動の強化により設計開発人員を増員し、設計開発リソースの確保と将来ビジネスに向けた準備を進めてまいりました。

このように、当社グループは、取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、将来を見据えた体制構築を行い、一層の競争力強化を図るとともに、新たな価値創出を図ってまいりました。

自動車及び汎用計器事業は、米州・欧州・アジアで四輪車用計器等が減少し、売上収益1,927億9千万円（前期比6.5％減）となりました。

コンポーネント事業は、ＯＡ・情報機器操作パネルが増加したものの、ＬＣＤ製品が減少し、売上収益151億7千万円（前期比1.8％減）となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が減少し、売上収益222億2千万円（前期比9.5％減）となりました。

その他事業は、樹脂材料の販売等が減少し、売上収益161億4千万円（前期比5.0％減）となりました。

以上の結果、当期の連結決算の売上収益は、2,463億4千万円（前期比6.4％減）となりました。利益につきましては、営業利益76億6千万円（前期比46.0％減）、親会社の所有者に帰属する当期損失3億5千万円（前期は115億6千万円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。

事業別	売上収益
自動車及び汎用計器事業	1,927億9千万円
コンポーネント事業	151億7千万円
自動車販売事業	222億2千万円
その他事業	161億4千万円

また、当社部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器部門は、四輪車用計器の国内顧客向けは増加したものの、二輪車用計器及び汎用計器、海外現地法人向け部品輸出等が減少し、売上高1,018億円（前期比4.7％減）となりました。

コンポーネント部門は、売上高106億4千万円（前期比15.9％減）となりました。

その他部門は、売上高26億4千万円（前期比7.7％増）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は、1,150億8千万円（前期比5.6％減）となりました。利益につきましては、経常利益10億円（前期比83.3％減）、当期純利益13億5千万円（前期比35.4％減）となりました。

部門別	売上高
自動車及び汎用計器部門	1,018億円
コンポーネント部門	106億4千万円
その他部門	26億4千万円

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様への継続的な配当を基本に、業績及び配当性向等を勘案し、2020年5月28日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当20円（中間配当金20円を含め、年間配当金40円）とさせていただきました。

(2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額151億4千万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題などのリスクが残る中、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済全体へ波及しており、先行き不透明な経営環境が続く見込みです。

また、ＣＡＳＥ（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）と呼ばれる次世代自動車開発はますます加速し、ヘッドアップディスプレイを含む自動車用計器の機能や役割の変化が予測されます。

このような状況に加えて、国内外を問わず従来のサプライヤーとのコスト競争の激化、メガサプライヤーの攻勢、さらには異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと予想されます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおける販売台数拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、保有技術の更なる進化及びそのシナジー効果により、他社に対する優位性を確立し、下記の中期経営方針に基づき“ものづくり企業集団”としての事業の拡大成長に取り組んでまいります。

【中期経営方針】

＜ＮＥＭＳビジネスの新展開とグローバル化＞

市場（顧客）要求を実現するための事業視点での機能連携と、横断的な機能軸でのグループ連携により、持続的な利益創出を実現する。

① 人材育成　② 品質改革　③ 技術の進化
④ コスト競争力　⑤ プロセス革新　⑥ システム構築

また、当社グループは経営理念、グループビジョンに基づく企業活動を通じて、すべてのステークホルダーの皆様に安心・安全を提供し、信頼を得ることで持続可能な地球環境・社会の実現に貢献してまいります。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

日本基準

区　分	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)
売上高	240,520百万円
経常利益	17,764百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,412百万円
1株当たり当期純利益	164.37円
総資産	290,934百万円
純資産	163,985百万円
1株当たり純資産	2,764.28円

ＩＦＲＳ

区　分	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期(当連結会計年度) (2019年4月から 2020年3月まで)
売上収益	245,967百万円	263,163百万円	263,239百万円	246,340百万円
営業利益	15,172百万円	14,109百万円	14,215百万円	7,669百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	10,164百万円	11,105百万円	11,569百万円	△350百万円
基本的1株当たり当期利益	177.51円	193.94円	202.03円	△6.13円
資産合計	293,279百万円	298,132百万円	307,665百万円	296,987百万円
資本合計	169,969百万円	176,281百万円	186,447百万円	174,828百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	2,873.05円	2,975.34円	3,142.61円	2,943.20円

（注）1. 第73期よりＩＦＲＳを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第72期のＩＦＲＳに準拠した数値も併記しております。

2. 1株当たり当期純利益または、基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しております。

3. 第75期　期中平均株式数　57,280,622株
第74期　期中平均株式数　57,265,742株
第73期　期中平均株式数　57,262,558株
第72期　期中平均株式数　57,262,825株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第72期 (2016年4月から 2017年3月まで)	第73期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第74期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第75期(当事業年度) (2019年4月から 2020年3月まで)
売　上　高	117,415百万円	120,752百万円	121,937百万円	115,086百万円
経常利益	10,266百万円	6,530百万円	6,014百万円	1,004百万円
当期純利益	5,392百万円	4,558百万円	2,101百万円	1,356百万円
1株当たり当期純利益	94.18円	79.60円	36.69円	23.68円
総　資　産	205,595百万円	202,863百万円	203,580百万円	199,230百万円
純　資　産	90,439百万円	94,055百万円	91,284百万円	88,027百万円
1株当たり純資産	1,577.79円	1,640.65円	1,591.95円	1,534.74円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 第75期　期中平均株式数　57,280,622株
第74期　期中平均株式数　57,265,742株
第73期　期中平均株式数　57,262,558株
第72期　期中平均株式数　57,262,825株

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
エヌエスエレクトロニクス株式会社	91百万円	100.0%	四輪車用計器類の電装部品・家電機器用リモコン製造
ＮＳウエスト株式会社	350百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
株式会社ＮＳ・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウエア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日精サービス株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、広告・宣伝
株式会社ホンダ四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新潟マツダ自動車株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業カーシェアリング事業
株式会社カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	12,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキヨーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキポーランド社	12,000千PLN	100.0%	四輪車用計器類製造
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	259,175千MXN	100.0%	四輪車用計器類電装部品製造
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	249,500千MXN	100.0%	四輪車用計器類樹脂部品製造販売
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	1,200千MXN	100.0%	四輪車用計器類販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類製造販売
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	17,200千BRL	100.0%	四輪車用計器類製造販売
タイ－ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売、OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン製造
タイ　マット　エヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合成樹脂材料着色・販売
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ（タイ）社	230,000千BAHT	80.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン販売
インドネシア　ニッポンセイキ社	4,500千US$	70.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US$	70.0%	二輪車用計器類製造販売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US$	100.0%	ソフトウエア開発
エヌエス　インスツルメンツ　インディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
香港日本精機有限公司	24,977千HK$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン販売
東莞日精電子有限公司	3,330千US$	100.0%	OA機器用コントロールパネル・空調機器用リモコン製造
上海日精儀器有限公司	10,000千US$	80.0%	二輪・四輪車用計器類製造販売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車用計器類製造
日精儀器科技（上海）有限公司	1,500千US$	91.0%	二輪・四輪車用計器類販売
台湾日精儀器股份有限公司	100,000千NT$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
日精工程塑料（南通）有限公司	8,000千US$	100.0%	合成樹脂材料着色・販売

（注）　出資比率には間接所有を含めております。

③企業結合の経過

該当事項はございません。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は35社であります。

当連結会計年度の売上収益は、2,463億4千万円と前連結会計年度に比し、168億9千万円（6.4%）の減収となりました。また親会社の所有者に帰属する当期損失は、3億5千万円と前連結会計年度に比し、119億2千万円の減益となりました。

(11) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
コンポーネント事業	ＯＡ・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、ＦＡ・アミューズメントユニットＡＳＳＹ、高密度実装基板ＥＭＳ、液晶表示素子・モジュール、有機ＥＬ表示素子・モジュール、アフターマーケットパーツ
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	貨物運送、ソフトウエアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売、その他

(12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所（2020年3月31日現在）

①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名称	所在地
本社	新潟県長岡市
香港支店	中国香港
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市
東京営業所	東京都北区
浜松営業所	静岡県浜松市
名古屋営業所	愛知県安城市
鈴鹿営業所	三重県鈴鹿市
大阪営業所	大阪市淀川区
水島営業所	岡山県倉敷市
熊本営業所	熊本県菊池市
本社工場	新潟県長岡市
高見事業所	新潟県長岡市
ＮＳテクニカルセンター	新潟県長岡市
東京テクニカルセンター	東京都北区
ソフトウエア岩手設計分室	岩手県滝沢市
Ｒ＆Ｄセンター	新潟県長岡市
東京Ｒ＆Ｄセンター	東京都北区

（注） 2019年10月、東京Ｒ＆Ｄセンターを開設いたしました。

②子会社の事業所

名称	主要拠点
エヌエスアドバンテック株式会社	新潟県小千谷市
エヌエスエレクトロニクス株式会社	新潟県長岡市
ＮＳウエスト株式会社	広島県庄原市
株式会社ＮＳ・コンピュータサービス	新潟県長岡市
日精サービス株式会社	新潟県長岡市
株式会社ホンダ四輪販売長岡	新潟県長岡市
新潟マツダ自動車株式会社	新潟県新潟市
株式会社マツダモビリティ新潟	新潟県新潟市
株式会社カーステーション新潟	新潟県長岡市

名　　称	主　　要　　拠　　点	
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英　　国	ウースターシャー州
ニッポンセイキヨーロッパ社	オ　ラ　ン　ダ	北ホラント州
ニッポンセイキポーランド社	ポ　ー　ラ　ン　ド	ウ　ッ　チ　県
ニューサバイナインダストリーズ社	米　　国	オ　ハ　イ　オ　州
エヌ・エス・インターナショナル社	米　　国	ミ　シ　ガ　ン　州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ　キ　シ　コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	メ　キ　シ　コ	ヌエボレオン州
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	メ　キ　シ　コ	ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ　ラ　ジ　ル	アマゾナス州
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	ブ　ラ　ジ　ル	サンパウロ州
タイ－ニッポンセイキ社	タ　イ　王　国	チョンブリ県
タイ　マット　エヌエス社	タ　イ　王　国	チョンブリ県
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ（タイ）社	タ　イ　王　国	チョンブリ県
インドネシア　ニッポンセイキ社	インドネシア	バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ　ト　ナ　ム	ハ　ノ　イ　市
ダナンニッポンセイキ社	ベ　ト　ナ　ム	ダ　ナ　ン　市
エヌエス　インスツルメンツ　インディア社	イ　ン　ド	アーンドラ・プラデーシュ州
香港日本精機有限公司	中　　国	香　　港
東莞日精電子有限公司	中　　国	広　東　省
上海日精儀器有限公司	中　　国	上　海　市
日精儀器武漢有限公司	中　　国	湖　北　省
日精儀器科技（上海）有限公司	中　　国	上　海　市
台湾日精儀器股份有限公司	台　　湾	台　北　市
日精工程塑料（南通）有限公司	中　　国	江　蘇　省

(13) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
14,530名	133名減

②当社の従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男　　性	1,444名	50名増	41才11カ月	17年3カ月
女　　性	414名	5名増	42才11カ月	19年3カ月
合計または平均	1,858名	55名増	42才2カ月	17年8カ月

（注）　従業員数には、出向者・期間従業員・パート及び嘱託等の計277名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社　三　菱　U　F　J　銀　行	16,825百万円
株式会社　第　四　銀　行	10,700百万円
株式会社　み　ず　ほ　銀　行	10,250百万円
株式会社　り　そ　な　銀　行	7,575百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,500百万円

(15) その他の記載事項

該当事項はございません。

２．会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　220,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　60,907,599株（自己株式3,622,630株を含む）

(3) 株　主　数　　2,497名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
本田技研工業株式会社	3,753千株	6.55%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,816千株	4.91%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,593千株	4.52%
株式会社三菱UFJ銀行	1,779千株	3.10%
株式会社第四銀行	1,568千株	2.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,303千株	2.27%
日本精機株式会社従業員持株会	1,241千株	2.16%
ヤマハ発動機株式会社	1,217千株	2.12%
日亜化学工業株式会社	1,188千株	2.07%
三井住友海上火災保険株式会社	1,082千株	1.88%

（注）1.　持株比率は自己株式（3,622,630株）を控除して計算しております。
　　2.　当社は、自己株式3,622千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

３．会社の新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　称	割当日	新株予約権の数	保有人数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社 第1回新株予約権	2011年7月19日	78個	4名	当社普通株式 7,800株	1株当たり 1円	2011年7月20日 ～2041年7月19日
日本精機株式会社 第2回新株予約権	2012年7月19日	100個	4名	当社普通株式 10,000株	1株当たり 1円	2012年7月20日 ～2042年7月19日
日本精機株式会社 第3回新株予約権	2013年7月18日	48個	4名	当社普通株式 4,800株	1株当たり 1円	2013年7月19日 ～2043年7月18日
日本精機株式会社 第4回新株予約権	2014年7月17日	48個	5名	当社普通株式 4,800株	1株当たり 1円	2014年7月18日 ～2044年7月17日
日本精機株式会社 第5回新株予約権	2015年7月17日	35個	5名	当社普通株式 3,500株	1株当たり 1円	2015年7月18日 ～2045年7月17日
日本精機株式会社 第6回新株予約権	2016年7月20日	64個	5名	当社普通株式 6,400株	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
日本精機株式会社 第7回新株予約権	2017年7月20日	62個	6名	当社普通株式 6,200株	1株当たり 1円	2017年7月21日 ～2047年7月20日
日本精機株式会社 第8回新株予約権	2018年7月20日	58個	6名	当社普通株式 5,800株	1株当たり 1円	2018年7月21日 ～2048年7月20日
日本精機株式会社 第9回新株予約権	2019年7月19日	73個	6名	当社普通株式 7,300株	1株当たり 1円	2019年7月20日 ～2049年7月19日

（注）　新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、下記の年月日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

第1回　2040年7月20日以降
第2回　2041年7月20日以降
第3回　2042年7月19日以降
第4回　2043年7月18日以降
第5回　2044年7月18日以降
第6回　2045年7月21日以降
第7回　2046年7月21日以降
第8回　2047年7月21日以降
第9回　2048年7月20日以降

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

名　称	割当日	新株予約権の数	交付人数執行役員	新株予約権の目的である株式の種類及び数	行使価額	行使期間
日本精機株式会社第9回新株予約権	2019年7月19日	33個	6名	当社普通株式2,900株	1株当たり1円	2019年7月20日～2049年7月19日

（注）　新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役又は執行役員の地位にある場合においても、2048年7月20日以降においては各回の新株予約権を行使することができる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

４．会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永井　正二	
代表取締役社長 社長執行役員	佐藤　守人	
代表取締役専務 専務執行役員	佐藤　浩一	原価改善ＰＲＯＪＥＣＴ管掌
取締役 専務執行役員	大川　　信	ＥＭＳ・コンポーネント本部管掌　地域担当：日本 香港日本精機有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長
取締役 常務執行役員	鈴木　淳一	計器営業本部長　地域担当：アセアン タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長
取締役 常務執行役員	平田　祐二	ものづくり本部長 兼 生産管理統括部長 技術本部・品質保証本部・事業管理本部管掌　地域担当：中国/台湾 上海日精儀器有限公司董事長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
※取締役（常勤監査等委員）	大滝　春彦	
※取締役（常勤監査等委員）	永井　達哉	
※取締役（監査等委員）	斉木　悦男	弁護士
※取締役（監査等委員）	富山　栄子	学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学地域・国際担当副学長
※取締役（監査等委員）	島宗　隆一	税理士 田辺工業株式会社社外監査役
※取締役（監査等委員）	鈴木　北吉	

（注）1.　取締役　斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏は、社外取締役であります。
2.　当社は、取締役　斉木悦男、富山栄子、島宗隆一、鈴木北吉の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3.　監査等委員である取締役　島宗隆一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4.　監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や重要な社内会議への出席による情報共有及び内部監査部門との十分な連携を可能とするよう、大滝春彦、永井達哉の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5.　※印は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役（監査等委員）であります。

6. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役　大滝春彦、永井達哉、斉木悦男、取締役　富山栄子の各氏は、いずれも2019年6月26日付で退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。また島宗隆一、鈴木北吉の両氏は、2019年6月26日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
7. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
   高田　博俊（2019年6月26日退任）
   咲川　　孝（2019年6月26日退任）
8. 当期中に任期満了により退任した監査役は次のとおりであります。
   宮島　道明（2019年6月26日退任）
9. 2019年6月、代表取締役専務　専務執行役員　佐藤浩一は、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長を退任いたしました。
10. 2019年10月1日付で、下記の異動がありました。
   代表取締役専務　専務執行役員　佐藤　浩一　　原価改善ＰＲＯＪＥＣＴ管掌
11. 2020年4月1日付で、下記の異動がありました。
   代表取締役社長　社長執行役員　佐藤　守人　　事業管理本部管掌
   代表取締役専務　専務執行役員　佐藤　浩一　　計器営業本部・計器設計本部・技術本部管掌　地域担当：欧州
   取締役　専務執行役員　大川　　信　　ＥＭＳ・コンポーネント本部管掌
   取締役　常務執行役員　鈴木　淳一　　社長付
   取締役　常務執行役員　平田　祐二　　製造本部長　生産技術本部・品質保証本部・購買本部管掌　地域担当：中国/台湾
12. 2020年4月、取締役　専務執行役員　大川　信は、香港日本精機有限公司董事長を退任いたしました。
13. 2020年4月、取締役　専務執行役員　大川　信は、東莞日精電子有限公司董事長を退任いたしました。
14. 2020年4月、取締役　常務執行役員　鈴木淳一は、タイ-ニッポンセイキ社取締役会長を退任いたしました。
15. 2020年4月、取締役　常務執行役員　鈴木淳一は、ベトナム・ニッポンセイキ社社員総会会長を退任いたしました。
16. 2020年5月、取締役　常務執行役員　平田祐二は、台湾日精儀器股份有限公司董事長を退任いたしました。
17. 当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
18. 2020年4月1日現在の業務執行体制（経営会議構成員）は次のとおりであります。

社長執行役員	佐藤　守人	常務執行役員	松井　輝幸
専務執行役員	佐藤　浩一	上席執行役員	小和田　衛
専務執行役員	大川　　信	上席執行役員	東　　政利
専務執行役員	市橋　利晃	上席執行役員	大崎　裕二
常務執行役員	鈴木　淳一	上席執行役員	野々村　均
常務執行役員	平田　祐二		

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員である取締役を除く。）	9名	251百万円（うち社外　2名　3百万円）
取締役（監査等委員）	6名	54百万円（うち社外　4名 24百万円）
監査役	4名	10百万円（うち社外　2名　3百万円）

（注）1. 当社は2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額3億8千万円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議において年額1億5百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

5. 上記の人員数には、2019年6月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

6. 当社は、2011年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し75万円の役員退職慰労金を支給しております。

7. 監査等委員会から、以下のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見表明を受けております。
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」及び当社の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきまして、代表取締役より、固定報酬及び変動報酬を含む「現金報酬」並びに「株式報酬型ストックオプション」から成るインセンティブを設定した役員報酬制度の考え方、各々の算出方法についての説明を受けました。そのうえで、監査等委員会として、報酬等の算出の公正性及び当社業績との連動性などを勘案し、検討の結果、役割と職責に相応しい報酬水準が決定されていること、固定的報酬及び変動的報酬が適切な割合で設定されていること等から、当事業年度における取締役の報酬等の内容及び決定手続等は妥当であると判断いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・監査等委員である取締役　富山栄子氏は、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学事業創造研究科教授及び同大学地域・国際担当副学長を兼務しております。なお、当社と同大学との間に特別な関係はありません。

・監査等委員である取締役　島宗隆一氏は、田辺工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

・該当事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	発言状況
斉木悦男	取締役 (監査等委員)	取締役会　13回/13回 監査役会　3回/ 3回 監査等委員会　10回/10回	弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
富山栄子	取締役 (監査等委員)	取締役会　13回/13回 監査等委員会　10回/10回	長年にわたり新興国を含めた自動車産業のグローバルマーケティング分野を専門的に研究してきた知識・経験に基づき、発言を行っております。
島宗隆一	取締役 (監査等委員)	取締役会　10回/10回 監査等委員会　10回/10回	国税事務経験のある税理士として培われた専門的見地からの発言を行っております。
鈴木北吉	取締役 (監査等委員)	取締役会　10回/10回 監査等委員会　10回/10回	グローバル企業の取締役としての豊富な経営経験と、新技術開発、新商品開発、品質保証における幅広い実績・経験に基づき、発言を行っております。

(注) 1. 当社は2019年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。上記は、当該移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会の出席の状況を記載しております。

2. 監査等委員である取締役　島宗隆一、鈴木北吉の両氏につきましては、2019年6月26日就任以降の状況を記載しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額　72百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　72百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認めた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役社長社長執行役員から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、内部通報制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握と啓発活動に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、継続的改善を推進する。

　また、各業務担当取締役及び執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

(3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設け、内部通報を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

　また、弁護士による外部窓口を設け、内部通報を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

(2) 係る文書等は、取締役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

(2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに代表取締役社長社長執行役員が指名する取締役又は役付執行役員を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。

(3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。

(2) 代表取締役社長社長執行役員により指名された各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置し、当社グループ全体の視点から、本部間及び会社間にまたがる案件について横断的議論を行うとともに、業務執行に関する課題の抽出と対応方針の協議を行う。また、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。

(3) 「品質会議」、「コスト会議」、「技術会議」、「生産性会議」の４つの会議は、各会議に紐づく経営施策（今後の成長を支える土台造りとしてのテーマ）、プロセステーマ（顕在化している課題への対応テーマ）の推進及び経営会議への実績報告を行うとともに、関連する先行投資やリスク投資の審議を行う。各部門は、この結果を本部長会議に報告する。

(4) 取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会で意思決定を行う事項の事前検討を行うとともに、取締役会から委任された権限の範囲内で当社の業務執行について意思決定を行う。

(5) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社各本部・委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。

(2) 当社内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び監査等委員会に報告する。代表取締役社長社長執行役員の指示により、経営会議若しくは取締役会、又はその双方に報告し、内部統制の改善を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める取締役会規程、経営会議規程並びに関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。

当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程及び要領に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会、経営会議若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

(6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報制度の設置を求めるとともに、当社の内部通報窓口及び弁護士による外部窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について内部監査部門が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助し、監査等委員会の運営に関する事務（以下、「補助業務」という。）を行うため、内部統制部門に監査等委員会事務局を設置し、当該補助業務を行う専属の使用人を配置する。

(2) 当該補助業務を行う使用人は、補助業務については監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査等委員会の承諾を得て行う。

7. 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。

(2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査等委員会に報告する。

(3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査等委員会に報告する。

(4) 当社内部監査部門、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。

(5) 当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。

(2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長社長執行役員の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取組む。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。

①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務部門を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

②外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務部門が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部門は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

13. 内部統制の実効性の評価に関する体制

当社は、事業運営において各部門・委員会から代表取締役社長社長執行役員、経営会議及び取締役会向けの各種報告並びにその評価、改善をもって、実効ある内部統制を推進している。

この体制を強化するべく、内部統制推進会議を設置している。各部門・委員会は内部統制システムの運用状況に関して、定期的に内部統制推進会議へ報告を行う。

内部統制推進会議は、内部統制の運用状況の評価を行い、その結果を代表取締役社長社長執行役員及び取締役会へ報告する。

内部統制推進会議は、代表取締役社長社長執行役員及び取締役会からの指摘並びに自らの評価結果に基づいて、内部統制システムの改善を行い、定期的に見直しを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社における当事業年度のコンプライアンスへの取り組みは、国内外の法改正動向の重要情報等を整理し、委員会で情報共有して社内展開を図るとともに、社内掲示板を利用した従業員向けの啓発活動及び顧問弁護士による教育訓練等を通じて実施しております。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのコンプライアンスの維持向上に努めております。

2. リスク管理体制

当社における当事業年度のリスク管理への取り組みとして、事業継続の観点から、災害や事故等を未然に回避し、被害を最小限に止めるため、南海トラフを震源とする地震や首都直下型地震等におけるサプライヤーへの被害の想定及び対策の検討を行うと共に、サプライヤーの災害に対する耐力把握等を行っております。防災対策確立のため、災害を想定した定期的な各種設備の点検や避難訓練、安否確認システムの試験運用等を実施しております。さらに、機密漏洩リスクに関しては、機密管理強化月間を通じた従業員向けの啓発活動及び監査を実施するなど、機密情報を漏洩させない仕組みの構築にも取り組んでおります。

また、これらの活動を通じて、その機会と成果をグループ各社と共有し、当社グループのリスク低減活動に取り組んでおります。

3. 取締役の職務執行の適正及び効率化の確保に対する取り組みの状況

当社の取締役会は、取締役12名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回定期的に開催されております。当事業年度は、13回開催いたしました。

また、当社は取締役会が指名する取締役及び上席執行役員以上の執行役員で構成する経営会議を設置しており、経営会議に対しては、一定の権限を委譲した上で迅速な業務執行を図っております。当事業年度は、25回開催いたしました。

さらに、取締役会及び経営会議の審議を効率的に行うため、各本部を代表する者等で構成する本部長会議を設置しております。当事業年度は、24回開催し、議案について事前の審議を行った上で、取締役会及び経営会議へ上程しております。

4. 監査等委員会（監査等委員会設置会社移行以前は監査役）の職務執行及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員2名、社外取締役である監査等委員4名で構成されており、監査等委員会を原則として月に1回定期的に開催しております。当事業年度は、監査等委員会設置会社移行前の監査役会を3回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を10回開催いたしました。監査等委員（監査等委員会設置会社移行以前は監査役）は、取締役会及び重要な会議に出席し取締役及び使用人の職務執行状況を監査

しております。

また、監査室及び会計監査人と定期的に三様監査会議を開催し、グループ各社を含めた監査計画・結果や内部統制等における課題認識の共有を図り、各監査機関の実効性向上に努めております。

5. 内部統制推進体制

内部統制推進会議を年2回開催し、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の各委員会における計画・実績・課題と対応の報告を受け、評価・改善を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当については、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、安定的な経営基盤を維持し、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、及びグローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**195,528**	**流動負債**	**97,013**
現金及び現金同等物	36,657	営業債務及びその他の債務	34,519
営業債権及びその他の債権	38,117	借入金	50,382
その他の金融資産	69,668	その他の金融負債	1,976
棚卸資産	43,934	未払法人所得税等	2,234
その他の流動資産	7,150	短期従業員給付	4,555
非流動資産	**101,458**	引当金	2,188
有形固定資産	71,034	その他の流動負債	1,156
のれん及び無形資産	7,923	**非流動負債**	**25,145**
営業債権及びその他の債権	451	借入金	13,562
その他の金融資産	18,959	その他の金融負債	4,266
繰延税金資産	2,211	長期従業員給付	3,526
その他の非流動資産	877	引当金	72
		繰延税金負債	3,316
		その他の非流動負債	401
		負債合計	**122,158**
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	**168,601**
		資本金	**14,494**
		資本剰余金	**6,056**
		利益剰余金	**159,508**
		自己株式	**△6,289**
		その他の資本の構成要素	**△5,167**
		非支配持分	**6,227**
		資本合計	**174,828**
資産合計	**296,987**	**負債及び資本合計**	**296,987**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上収益		246,340
売上原価		△206,792
売上総利益		**39,547**
販売費及び一般管理費	△31,979	
その他の収益	1,170	
その他の費用	△1,069	
営業利益		**7,669**
金融収益	3,047	
金融費用	△3,151	
税引前当期利益		**7,566**
法人所得税費用		△7,194
当期利益		**371**
当期利益の帰属		
親会社の所有者		△350
非支配持分		722

連結持分変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					
					その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の利得及び損失	確定給付負債（資産）の純額の再測定
当期首残高	14,494	6,068	162,106	△6,320	6,364	－
当期包括利益						
当期利益	－	－	△350	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	△2,019	△13
当期包括利益合計	－	－	△350	－	△2,019	△13
所有者との取引等						
配当	－	－	△2,577	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	18	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△0	－	－
自己株式の処分	－	△30	－	30	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	80	－	△94	13
その他の増減	－	－	249	－	－	－
所有者との取引等合計	－	△12	△2,246	30	△94	13
当期末残高	14,494	6,056	159,508	△6,289	4,250	－

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	合計			
当期首残高	△2,744	3,620	179,969	6,478	186,447
当期包括利益					
当期利益	―	―	△350	722	371
その他の包括利益	△6,674	△8,707	△8,707	△575	△9,282
当期包括利益合計	△6,674	△8,707	△9,058	147	△8,910
所有者との取引等					
配当	―	―	△2,577	△389	△2,967
株式に基づく報酬取引	―	―	18	―	18
自己株式の取得	―	―	△0	―	△0
自己株式の処分	―	―	0	―	0
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	―	△80	―	―	―
その他の増減	―	―	249	△9	240
所有者との取引等合計	―	△80	△2,309	△399	△2,708
当期末残高	△9,418	△5,167	168,601	6,227	174,828

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**79,279**	**流動負債**	**96,242**
現金及び預金	15,361	支払手形	943
受取手形	221	買掛金	15,870
電子記録債権	5,088	短期借入金	64,157
売掛金	31,039	１年内返済予定の長期借入金	3,400
製品	5,199	リース債務	20
原材料	3,858	未払金	2,506
仕掛品	3,290	未払法人税等	1,465
貯蔵品	564	未払費用	4,544
前払費用	34	前受金	2
短期貸付金	9,794	賞与引当金	972
未収入金	4,762	役員賞与引当金	30
その他	66	製品補償損失引当金	1,602
貸倒引当金	△2	訴訟損失引当金	316
		預り金	202
		設備関係支払手形	200
		その他	8
固定資産	**119,950**	**固定負債**	**14,960**
有形固定資産	**17,683**	長期借入金	13,450
建物	4,217	リース債務	30
構築物	196	退職給付引当金	1,358
機械及び装置	1,966	その他	121
車両運搬具	75	**負債合計**	**111,203**
工具、器具及び備品	2,981	**純資産の部**	
土地	6,900	**株主資本**	**85,986**
リース資産	25	**資本金**	**14,494**
建設仮勘定	1,320	**資本剰余金**	**6,464**
無形固定資産	**5,433**	資本準備金	6,214
特許権	370	その他資本剰余金	249
ソフトウエア	1,764	**利益剰余金**	**71,317**
ソフトウエア仮勘定	3,274	利益準備金	960
その他	23	その他利益剰余金	70,357
投資その他の資産	**96,833**	別途積立金	68,680
投資有価証券	13,338	繰越利益剰余金	1,677
関係会社株式	75,158	**自己株式**	**△6,289**
長期貸付金	2,509	**評価・換算差額等**	**1,931**
長期前払費用	13	**その他有価証券評価差額金**	**1,931**
繰延税金資産	6,126	**新株予約権**	**109**
その他	154		
貸倒引当金	△466	**純資産合計**	**88,027**
資産合計	**199,230**	**負債純資産合計**	**199,230**

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		115,086
売上原価		106,484
売上総利益		**8,601**
販売費及び一般管理費		11,816
営業損失		**△3,215**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,677	
その他	314	5,991
営業外費用		
支払利息	339	
為替差損	1,147	
その他	285	1,771
経常利益		**1,004**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	94	97
特別損失		
固定資産処分損	167	
減損損失	334	
その他	116	618
税引前当期純利益		**482**
法人税、住民税及び事業税	274	
過年度法人税等	1,318	
法人税等調整額	△2,466	△874
当期純利益		**1,356**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,494	6,214	253	960	68,680	2,898
当期変動額						
剰余金の配当						△2,577
当期純利益						1,356
自己株式の取得						
自己株式の処分			△4			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△4	－	－	△1,220
当期末残高	14,494	6,214	249	960	68,680	1,677

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,320	87,181	3,985	3,985	117	91,284
当期変動額						
剰余金の配当		△2,577				△2,577
当期純利益		1,356				1,356
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	30	26				26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,054	△2,054	△7	△2,062
当期変動額合計	30	△1,194	△2,054	△2,054	△7	△3,257
当期末残高	△6,289	85,986	1,931	1,931	109	88,027

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

日 本 精 機 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
新　潟　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野田裕一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大島伸一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本精機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

日 本 精 機 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
新　潟　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野田裕一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大島伸一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本精機株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

日本精機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員　大　滝　春　彦 ㊞
常勤監査等委員　永　井　達　哉 ㊞
監査等委員　斉　木　悦　男 ㊞
監査等委員　富　山　栄　子 ㊞
監査等委員　島　宗　隆　一 ㊞
監査等委員　鈴　木　北　吉 ㊞

（注） 監査等委員 斉木悦男、富山栄子、島宗隆一及び鈴木北吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停　長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、寺泊行等）

VEGETABLE OIL INK